

総 税 市 第 24 号  
令和 2 年 4 月 30 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 殿  
(税務担当課・市町村担当課扱い)

総務省自治税務局市町村税課長  
(公印省略)

指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の  
寄附金税額控除の特例について (通知)

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた措置の円滑な実施を図ることが喫緊の課題となる中、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るための特例措置を講ずること等を目的として、本日、国会において、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号。以下「改正法」という。）等が可決・成立し、公布されました。

改正法による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）においては、政府の自粛要請等を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、チケット等を購入した観客等がその払戻しを受けることを辞退した場合で、都道府県又は市区町村が条例で指定したときは、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることとされています。

については、本制度に関する事務の遂行に当たっては、下記の事項に留意し、また、別添の文部科学省発事務連絡を参照の上、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第 1 条 条例指定に当たっての基本的考え方

- 1 今回の特例措置については、現行の寄附金税額控除制度（独立行政法人や公益社団法人に対する寄附金等）と同様に、所得税で対象とされているものの中から、都道府県及び市区町村が条例により個別に指定する仕組みとなっていること。
- 2 条例指定の対象となりうる行事は、所得税で対象とされているものすべてであり、公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体が主催するものに限られないこと。

## 第2 行事指定の事務手続き

- 1 各都道府県及び市区町村においては、本日、別途発出している「市（町・村）税条例（例）等の一部改正について」（令和2年4月30日付け総税市第23号。以下「令和2年4月改正条例（例）」という。）を参考に、必要な条例改正を行っていただきたいこと。なお、令和2年4月改正条例（例）の関連規定の施行日は令和3年1月1日としている点につき、留意されたいこと。
- 2 対象となる行事の指定に当たっては、文化庁・スポーツ庁のホームページに公示された行事の一覧を確認の上、別添の文部科学省発事務連絡も踏まえて遅滞なく指定を行い、指定した行事をホームページ等において公示することが適切であること。
- 3 なお、文化庁・スポーツ庁による指定は、以下のスケジュールの下、行われる予定となっていること。
  - ア 文化庁・スポーツ庁において、令和2年5月1日から申請の受付を開始する。
  - イ 審査の後、5月中旬以降順次、文化庁・スポーツ庁から各申請者に対し、指定の有無を通知するとともに、文化庁・スポーツ庁のホームページにおいて、指定した行事の一覧（行事の名称、開催日時、開催場所の住所、主催者名及び主催者の主たる事務所の住所を含む。）が公示される。

## 第3 現行の寄附金税額控除との関係

地方税法第37条の2及び第314条の7の「寄附金」の中には、金銭によるもののほか、物又は権利による寄附も含まれているところ、都道府県又は市区町村

が直接実施する行事の入場料金等の払戻請求権を放棄した場合には、都道府県又は市区町村に対する寄附金の支出に該当する場合があること。この場合には、既存の寄附金税額控除制度の枠組みによる対応となること。文化芸術・スポーツイベント担当課から、同課主催のイベントに係る文化庁・スポーツ庁への申請について相談があった場合には、本取扱いを踏まえ、適切に助言されたいこと。

#### 第4 その他留意事項

1 新法附則第60条において使用されている次の用語は、それぞれ次に掲げるものを意味するものであること。

##### ア 指定行事

次のすべての要件を満たす行事のうち、文部科学大臣が指定したものをいう。

- ① 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったもの。
- ② 不特定かつ多数を対象とするものであること。
- ③ 日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止等となったものであること。
- ⑤ 文化芸術又はスポーツに関するものであること。
- ⑥ 中止等の場合には、入場料金・参加料金等の対価の払戻しを行う規約等があるものであること。

##### イ 中止等

中止、延期又はその規模の縮小をいう。

##### ウ 入場料金等払戻請求権

入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利をいう。

##### エ 指定期間

令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間をいう。

2 既に払戻しを受けた者であっても、次のいずれの要件も満たす場合には、払戻請求権の放棄を行ったものとみなされ、本制度の対象となるものであること。（改正法附則第3条、第4条）

ア 令和2年2月1日から令和2年10月31日までの間に払戻しを受けた者であること。

イ 令和3年1月31日までの間に、アで払戻しを受けた金額以下の金額を  
主催者に対して寄附したこと。

(連絡先)

自治税務局市町村税課

担当：阿久津（佑）、大村

電話：03-5253-5669（直通）

Email：[yakutsu@soumu.go.jp](mailto:yakutsu@soumu.go.jp); [t2.ohmura@soumu.go.jp](mailto:t2.ohmura@soumu.go.jp)